

# NFT マーケットサービス利用規約

## 第 1 条(適用範囲)

- 1 本規約は、LVC 株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する NFT マーケットサービスおよび NFT マーケットアカウントに関する取扱いについて定めるものです。利用者は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意頂いたうえで、NFT マーケットアカウントを開設し、NFT マーケットサービスをご利用頂くものとします。
- 2 利用者による LINE アカウントの利用については LINE 株式会社が定める LINE 利用規約(以下「LINE 利用規約」といいます。)が、利用者による LINE BITMAX Wallet アカウントの利用については当社が定める LINE BITMAX Wallet サービス利用規約(以下「LINE BITMAX Wallet サービス利用規約」といいます。)が、利用者による LINE BITMAX アカウントの利用については当社が定める LINE BITMAX サービス利用規約(以下「LINE BITMAX サービス利用規約」といいます。)がそれぞれ適用されますのでご注意ください。

## 第 2 条(定義)

- 1 「アイテム」とは、当社または各サービス会社が提供するサービス内において利用者が保有権・使用権等を有する仮想的な物品等をいいます(暗号資産であるものを除きます。)
- 2 「暗号資産」とは、資金決済に関する法律(平成 21 年法律第 59 号)第 2 条第 5 項に定める暗号資産をいいます。
- 3 「エスクローウォレット」とは、出品者から購入者に対する商品の確実な受渡しを確保するために当社が指定するウォレットをいいます。
- 4 「NFT」とは、ブロックチェーン上で発行されるアイテムのうち、アイテム自体に固有の値や属性を持たせた代替性のないものをいいます。
- 5 「NFT マーケットアカウント」とは、当社所定の手続を経て利用者ごとに開設される NFT マーケットサービスにおける利用者のアカウントをいいます。
- 6 「NFT マーケットサービス」とは、当社が NFT マーケットにおいて提供する一切のサービスをいいます。
- 7 「LTP」とは、シンガポールの法令に基づき設立された法人である LINE TECH PLUS PTE. LTD.をいいます。
- 8 「購入者」とは、NFT マーケットサービスを通じて商品を購入する利用者をいいます。
- 9 「コンテンツ料」とは、出品者が出品した商品の交換契約が成立した場合に、当該商品を発行したサービス会社に対して支払われる手数料(消費税を含みます。)をいいます。
- 10 「サービス会社」とは、当社および LTP が認めた、LINE BITMAX Wallet と連携して利用者に対し様々なサービスを提供する主体をいいます(当社がサービス会社となることもあります。)

- 11 「出品」とは、利用者が、NFT マーケットサービスにおいて、商品の取引に必要な情報を掲載・発信し、他の利用者が閲覧可能かつ利用者が当該商品を購入できる状態にすることをいいます。
- 12 「出品者」とは、NFT マーケットサービスを通じて商品を出品する利用者をいいます。
- 13 「商品」とは、NFT マーケットサービスにおいて取引の対象となる NFT であって、当社が承認したものをいいます。
- 14 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(これらの権利を取得し、またはこれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)をいいます。
- 15 「販売価格」とは、出品者が NFT マーケットサービスにおいて商品を出品する際に指定する当該商品の価格をいいます。
- 16 「販売利益」とは、販売価格からコンテンツ料を控除した価格をいいます。
- 17 「不正商品」とは、データ改ざん、不正なツールの使用その他の不適切な方法で作成された商品および商品の発行者の定める利用規約で第三者への譲渡等が禁止されている商品をいいます。
- 18 「LINE BITMAX アカウント」とは、当社所定の手続を経て LINE BITMAX サービスの利用者ごとに開設される LINE BITMAX サービスにおける利用者のアカウントをいいます。
- 19 「LINE BITMAX Wallet アカウント」とは、当社所定の手続を経て利用者ごとに開設される LINE BITMAX Wallet サービスにおける利用者のアカウントをいいます。
- 20 「LINE BITMAX Wallet サービス」とは、当社が LINE BITMAX Wallet において提供する一切のサービスをいいます。
- 21 「LINE BITMAX サービス」とは、当社が暗号資産取引サービス LINE BITMAX において提供する一切のサービスをいいます。
- 22 「必要措置」とは、(i)NFT マーケットサービスの利用の全部または一部の制限、(ii)NFT マーケットサービスに関する一切のアカウントの利用の停止または NFT マーケットアカウントの解約、(iii)その他当社が必要かつ適切と合理的に判断する措置の全部または一部をいいます。
- 23 「LINE アカウント」とは、LINE 株式会社が提供する LINE サービスのアカウントをいいます。
- 24 「利用者」とは、NFT マーケットサービスのすべての利用者(NFT マーケットサービスを利用しようとする者を含みます。)をいいます。

### 第 3 条(NFT マーケットアカウント)

- 1 NFT マーケットサービスは、日本国内に居住する LINE アカウント保有者に向けたサービスとなります。スマートフォン端末を通じてご利用頂けます。なお、日本で販売されている機種端末でも NFT マーケットサービスをご利用できない機種端末があります。
- 2 NFT マーケットアカウントにおいて、利用者が登録する情報は、すべて真正かつ正確な情報でなくてはなりません。また、登録された情報に変更があった場合、利用者は、第 24 条第 3 項に従い、速やかにこれを変更後の内容に修正する手続を行わなければなりません。

3 NFTマーケットアカウントに関する一切の権利は、利用者に一身専属的に帰属します。利用者は、これらの権利を第三者に譲渡、貸与その他の処分または相続させることはできません。

4 利用者は、第5条に定めるNFTマーケットアカウント開設手続の完了により、NFTマーケットアカウントを開設します。利用者は、NFTマーケットアカウントから、NFTマーケットサービスを利用した取引をすることができます。ただし、当社は、合理的理由に基づき、NFTマーケットアカウント内の商品が不正商品または犯罪収益に関するものであると判断した場合には、あらかじめ利用者に通知することなく必要措置を講じることができます。

5 利用者による商品の預託および送付については、LINE BITMAX Wallet サービス利用規約第6条の規定に従い、行われるものとします。

6 利用者より預託された商品に対し、新たなブロックチェーンの分岐により新たな分岐または付与ならびに暗号資産の付与が生じた場合であっても、利用者は、当社に対して、新たな商品または暗号資産の付与やその取扱いを請求できないものとします。

#### **第4条(NFTマーケットサービス)**

利用者は、NFTマーケットサービスの利用にあたり、以下の各号に規定する事項を十分に理解し、承諾するものとします。

(1) NFTマーケットサービスは、出品者が商品を出品し、出品された商品を購入者が当社が指定する暗号資産と交換できる利用者間のプラットフォームです。

(2) 利用者は、NFTマーケットサービスを契機として実施する利用者間の交換、出品、購入等の取引について、自己の責任で取引条件を確認し、取引実施の可否を判断するものとします。

(3) 利用者は、NFTマーケットサービスを契機として成立した取引に必要な義務の履行がある場合は、これをすべて自己の責任で実施しなければなりません。

(4) 当社は、出品者の出品が正当な権利に基づくものであること等について保証しません。また、当社は、自ら交換を行うものではなく、交換の委託を受けるものではありません。

(5) 当社が取り扱う商品は、暗号資産には該当しません。従って、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第63条の11第2項に規定される利用者財産ではなく、当社の分別管理義務および同法第63条の19の2第1項に規定される優先弁済の対象たる財産から除外されるものとします。また、当社は、商品をホットウォレットで管理します。

#### **第5条(NFTマーケットアカウントの開設)**

1 利用者は、当社所定の方法により、NFTマーケットアカウントの開設を申し込むものとします。NFTマーケットサービスの申込みにあたっては、個人の利用者であることおよび以下の各号の要件をすべて満たしている必要があります。利用者は、以下の各号に規定する事項に関して変更が生じた場合には、当社に対して当該変更の内容を通知するものとします。

(1) LINE BITMAX Wallet アカウントを開設済みであること

(2) LINE BITMAX アカウントを開設済みであり、暗号資産の入出庫が可能な状態であること

- (3) 本規約(関連規約等を含みます。)の内容を十分に理解し、ご自身の判断と責任により NFT マーケットサービスを利用することに同意すること
- (4) 当社の定めるプライバシーポリシーに同意すること
- (5) 当社が交付する日本語による書面(電磁的方法により交付されるものを含みます。)・諸通知を確実に受領することに同意することおよびその記載内容が理解できることならびに日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと
- (6) ご自身専用のスマートフォン端末をお持ちであること
- (7) 当社所定のアプリをインストールして使用することが可能なスマートフォン端末で NFT マーケットサービスを利用することができる環境があること
- (8) 当社または当社のグループ会社にご登録頂く携帯電話番号および電子メールアドレスは緊急時に連絡がとれること
- (9) 当社からの電子メールまたは電話でのお問い合わせに対し、常時連絡をとることができること
- (10) 適宜、当社ウェブサイトに掲載しているお知らせをご確認頂けること
- (11) 第 13 条に掲げる行為を行っておらず、行ったことがなく、また行うおそれがないこと
- (12) その他当社が定める要件を満たしていること

2 1 つの LINE アカウントにつき開設できる NFT マーケットアカウントは 1 つのみであり、1 つの LINE アカウントで利用者が複数の NFT マーケットアカウントを開設することはできません。

3 NFT マーケットアカウント開設の諾否は、当社の合理的な裁量に基づき判定するものとし、当社が NFT マーケットアカウントの開設を承諾した場合に限り、NFT マーケットサービスを利用することができます。

4 前項の諾否に関するお問い合わせについて、当社はその内容については開示(NFT マーケットアカウントに関して前項に規定する承諾を行わない場合における理由の開示を含みますが、これに限られません。)する義務を負いません。

5 NFT マーケットアカウントの開設後に、第 3 項に規定する諾否の判定に影響を与える事項に変更が生じた場合には、当社は、当該利用者による NFT マーケットアカウントの利用の一部を制限し、その利用を停止し、または当社所定の手続を実施したうえで当該 NFT マーケットアカウントの解約を行う場合があります。

## 第 6 条(NFT マーケットサービスにおけるパスワード)

1 当社は、利用者による NFT マーケットサービスのご利用に関する認証にあたって、利用者が LINE BITMAX Wallet サービスに関して設定した任意の 6 桁のパスワード(以下「LBW パスワード」といいます。)を使用します。

2 LBW パスワードの取扱い等については、LINE BITMAX Wallet サービス利用規約第 5 条の定めに従います。

3 当社は、利用者による LINE BITMAX サービスのご利用に関する認証にあたって、利用者が LINE Pay サービスに関して、LINE Money アカウント利用規約第 6 条に基づき設定したパスワード(以下「パスワード」といいます。)を使用します。

4 パスワードの取扱い等については、LINE BITMAX サービス利用規約第 5 条の定めに従います。

### 第 7 条(コンテンツ料)

1 出品者は、出品する商品を発行したサービス会社に対し、当該商品の販売価格に当社が別に定める料率を乗じて算出したコンテンツ料を当社が指定する暗号資産で支払うものとします。

2 購入者は、前項に基づき出品者が負担するコンテンツ料を、購入する商品の販売価格の一部として、出品者に代わって、当該商品を発行したサービス会社に対し、当社が指定する暗号資産で支払うものとします。

### 第 8 条(商品の出品)

1 出品者は、当社所定の方法により、商品を出品するものとします。

2 前項に定める出品にあたり、出品者は、エスクローウォレットへ当該商品を送付するものとし、当社が当該送付手続を行うことにつき、あらかじめ同意するものとします。

3 第 1 項に定める出品にあたり、出品者は、当社が指定する暗号資産により販売価格を指定しなければならないものとします。

4 出品者は、第 9 条第 4 項に定める交換契約の成立時まで当該出品を取り消すことができます。なお、出品者は、いかなる理由があっても成立した交換契約の無効または取消しを主張しないものとします。

5 第 1 項に定める出品にあたり、出品者は、以下の各号に規定する行為をしてはならないものとします。

(1) 真に交換契約を締結する意思がないにもかかわらず、商品を出品すること

(2) 不正商品を出品すること

(3) 出品する商品の内容・性質その他の情報を偽ること

(4) 出品する商品に関して虚偽の説明を行うこと

(5) 出品する商品について、社会通念上、当該情報だけでは当該商品の内容・性質を理解することができないと考えられる情報のみを提供すること

(6) 特定の利用者のみと交換する目的で商品を出品すること

(7) 法令および出品者が遵守すべきガイドライン等のルール、ならびに公序良俗に反する態様で、商品を交換しようとする事

(8) 当社または LTP が認めたサービス会社以外が発行した商品を出品すること

6 出品者が本規約に違反した出品を行った場合その他当社が不相当と判断した場合、当社は、あらかじめ出品者に通知することなく、当該出品を無効とすることができます。出品が無効となった場合、当社は当該出品に対する購入を無効とすることができます。

7 当該商品に係る交換契約が成立した場合、第2項に基づきエスクローウォレットに送付されていた当該商品は、購入者のLINE BITMAX Wallet アカウントに送付されるものとし、出品者は、当社が当該送付手続を行うことにつき、あらかじめ同意するものとします。

8 当社は、交換契約の成立を利用者に対し保証するものではありません。

9 出品者による出品に係る商品の販売価格(現在出品中の商品の販売価格の総額を含みますが、これに限られません。)や商品の出品回数等については、当社の裁量で制限を設けることができます。なお、当該制限によって出品者に損害が生じたとしても、当社はその責任を負うものではありません。

## 第9条(商品の購入)

1 購入者は、当社所定の方法により、当社が指定する暗号資産と交換することで商品を購入するものとします。

2 購入者は、出品者から示された商品の機能や仕様および販売価格等の取引条件をよく読み理解したうえで、商品を購入しなければならないものとします。また、購入者は、商品の購入にあたり、以下の各号に規定する行為をしてはならないものとします。

(1) 真に購入をする意思がないにもかかわらず、商品を購入しようとする事

(2) 自己が出品した商品を購入すること

3 第1項に定める購入にあたり、当社は、購入者がLINE BITMAX アカウントを開設済みであり、暗号資産の入出庫が可能な状態であること、当該商品を購入するために必要な暗号資産を保有していることその他当社が定める条件を満たしていることを確認します。

4 出品者と購入者との間の当該商品に係る交換契約は、前項に定める当社による確認が完了した時点において成立するものとします。前項に定める確認の結果またはシステム障害等に起因して、購入者が行った購入手続が完了しなかったときは、当該交換契約は成立しないものとし、このことについて利用者はあらかじめ同意するものとします。

5 購入者は、交換契約成立後は当該購入を取り消すことはできないものとし、いかなる理由があっても成立した交換契約の無効または取消しを主張しないものとします。

6 当該商品に係る交換契約が成立した場合、購入者のLINE BITMAX アカウントから当該販売価格に相当する当社が指定する暗号資産の数量が差し引かれ、当該販売価格のうち販売利益に相当する分が出品者のLINE BITMAX アカウントに送付され、当該販売価格のうちコンテンツ料に相当する分が当該商品の発行者であるサービス会社の別途定めるアカウントに送付されるものとし、購入者は、当社が当該送付手続を行うことにつき、あらかじめ同意するものとします。

7 当該商品に係る交換契約が成立した場合、当該商品は、エスクローウォレットから購入者の LINE BITMAX Wallet アカウントに送付されます。当該送付には、当社所定の期間を要します。

8 購入者による購入に係る商品の販売価格(1日あたりの購入することができる商品の販売価格の上限金額を含みますが、これに限られません。)や商品の購入回数等については、当社の裁量で制限を設定することができます。なお、当該制限によって購入者に損害が生じたとしても、当社はその責任を負うものではありません。

## 第 10 条(商品と暗号資産の交換)

1 出品者と購入者との間の交換契約は、前条第 4 項に規定する時点において成立するものとします。

2 出品者および購入者は、前項に基づき交換契約が成立したときは、合意した取引条件等に従い、誠実に自らの義務を履行しなければならないものとします。

3 出品者および購入者は、第 1 項に基づき交換契約が成立したときは、自らの契約上の権利義務を第三者に移転してはならないものとします。

## 第 11 条(取引履歴の確認方法)

利用者は、NFT マーケットサービス内の取引履歴画面において、商品の取引履歴を確認することができます。

## 第 12 条(個人情報の取扱い)

1 当社は、利用者のプライバシーを尊重しています。

2 当社は、利用者から収集した情報を安全に管理するため、セキュリティに最大限の注意を払っています。

3 当社が利用者から取得した情報の取扱いは当社のプライバシーポリシーに従います。

## 第 13 条(権利帰属)

1 当社ウェブサイトおよび NFT マーケットサービスに関する知的財産権は全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく NFT マーケットサービスの利用許諾は、当社ウェブサイトまたは NFT マーケットサービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

2 利用者は、いかなる理由によっても当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為(逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限られません。)をしないものとします。

3 利用者は、商品について、自らが出品、交換その他送付等することについての適法な権利を有していること、および商品が第三者の権利を侵害していないことについて、当社に対し表明し、保証するものとします。

4 当社ウェブサイトまたは NFT マーケットサービスにおいて、利用者が投稿その他送信を行った文章、画像、動画その他の商品を含むデータについては、当社において、無償で自由に利用(複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含みます。)することができるものとします。

5 商品の発行者であるサービス会社が、当社に対し、購入者への当該商品の利用の再許諾をする権利を含む利用許諾を与えている場合には、当社は、当該商品の購入者(後続する以後の購入者も含みます。)に対し、当該商品の利用を再許諾するものとします。

6 商品の発行者であるサービス会社が、当社に対し、購入者への当該商品の利用の再許諾をする権利を含む利用許諾を与えていない場合には、出品者は、自己の責任において、商品の発行者であるサービス会社から利用許諾を受けた者としての契約上の地位を、当該商品の購入者(交換契約の相手方である直接の購入者に限ります。)に移転させるものとします。なお、当該商品の購入者が以後、当該商品の出品者となる場合も、同様の取扱いとします。

#### **第 14 条(反社会的勢力の排除)**

1 利用者は、自己またはその代理人もしくは媒介者(以下「関係者」といいます。)が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」といいます。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。)

(2) 暴力団員(暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。)および暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団

(6) 前各号に定める者と密接な関わり(資金その他の便益提供行為を含みますが、これに限られません。)を有する者

(7) その他前各号に準じる者

2 利用者は、自らまたはその関係者が、直接的または間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 利用に関して、脅迫的な言動(自己またはその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限られません。)をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準じる行為



3 当社は、利用者が前二項に定める表明事項または確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく必要措置を講じることができます。

4 当社は、前項の規定により必要措置を講じた場合、かかる必要措置によって利用者に生じた損害、損失および費用を補償する責任を負わないものとします。

## 第 15 条(禁止行為)

当社は、第 8 条第 5 項および第 9 条第 2 項に規定する行為のほか、NFT マーケットサービスに関する利用者による以下の各号に規定する行為を禁止します。

- (1) マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等(OFAC 規制を含みます。以下同じ。)に抵触する取引に利用する目的で NFT マーケットアカウントを保有し、または NFT マーケットアカウントをマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用する行為。なお、OFAC 規制とは、OFAC(米国財務省外国資産管理室)ホームページ(英文)に記載の規制をいうものとします。
- (2) 不正な方法により商品を取得し、または不正な方法で取得された商品であることを知って利用する行為
- (3) NFT マーケットアカウントまたは商品を偽造もしくは変造し、または偽造もしくは変造された商品であることを知って利用する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (5) 法令等、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- (6) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある行為
- (7) 当社または第三者の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為
- (8) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、児童ポルノ・児童虐待に相当する表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿または送信する行為
- (9) 当社または第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を流布させる行為
- (10) 同一または類似のメッセージを不特定多数の利用者に送信する行為(当社の認めたものを除きます。)、その他当社がスパムと判断する行為
- (11) 商品を当社所定の方法以外の方法で、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為
- (12) 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為(当社の認めたものを除きます。)、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない第三者との出会いや交際を目的とする行為、他の利用者に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他 NFT マーケットサービスが予定している利用目的と異なる目的で NFT マーケットサービスを利用する行為
- (13) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協利行為

- (14) 宗教活動または宗教団体への勧誘行為
- (15) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報等を、不正に収集、開示または提供する行為
- (16) 当社のサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、当社のシステムの不具合を意図的に利用する行為、同様の行為を必要以上に繰り返すこと、当社に対し不当な問い合わせまたは要求をする行為（同様の質問を必要以上に繰り返す行為を含みます。）、その他当社による事業の運営または他の利用者によるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為
- (17) 商品の二重譲渡に該当する行為またはこれを試みる行為
- (18) 架空の名義または他人の名義等本人名義以外の名義での利用
- (19) 短時間に連続して同一の受取人に対する商品の送付を繰り返す等、NFT マーケットサービスを不適當または不正に利用していると認められる行為
- (20) 当社が利用者情報として取得する情報に関し、虚偽または故意に誤った情報を申告すること
- (21) 不当な目的または態様でのリバースエンジニアリング、逆アセンブルを行う行為、その他の方法でソースコードを解読する行為
- (22) 上記のいずれかに該当する行為を援助または助長する行為
- (23) 上記に定めるもののほか、当社が不適當と合理的に判断した行為

## 第 16 条(必要措置の実施)

当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合または該当するおそれがある場合、あらかじめ利用者に通知することなく必要措置を講じることができます。

- (1) NFT マーケットサービスの利用にあたって適用される規約、約款等（本規約を含みますが、これに限られません。）その他当社が定めた事項に違反した場合
- (2) 第 14 条第 1 項に定める者である場合
- (3) 風説の流布、偽計、威力その他の不正な手段を用いて当社の信用を毀損する場合
- (4) 差押え、仮差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始またはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合その他利用者の信用不安が発生したと当社が判断した場合
- (5) 上記に定めるもののほか、利用者との信頼関係が失われた場合その他利用者への NFT マーケットサービスの提供が適切でないと当社が合理的に判断した場合

## 第 17 条(サービスの中止・中断)

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用者に事前に通知することなく、いつでも、NFT マーケットサービスの全部または一部の提供を中止または中断することができます。

- (1) システムのメンテナンスまたは修理の実施を行う場合
- (2) 火災・停電等の事故、天災、戦争、暴動、内乱、テロ行為、労働争議、重大な疾病等の不可抗力により、NFT マーケットサービスの提供ができなくなった場合

(3) システム(通信回線または通信手段、コンピューターを含む)の障害等が発生した場合またはシステムに負荷が集中した場合

(4) 利用者または第三者の安全を確保する場合または公共の利益のために緊急を要する場合

(5) 上記に定めるもののほか、当社が必要と合理的に判断した場合

## **第 18 条(NFT マーケットアカウントの解約等による終了および終了後の措置)**

1 利用者は、当社所定の手続を経て、NFT マーケットアカウントを解約することができます。

2 理由の如何を問わず、NFT マーケットアカウントの解約、削除等が行われた場合には、NFT マーケットアカウントを含む NFT マーケットサービスに関する一切のアカウントは終了し、当該 NFT マーケットサービスに関する一切のアカウントに記録された商品の入出履歴、その他一切の利用者の権利および情報は、法令または本規約に定めるものを除き、理由を問わず、すべて消滅するものとします。利用者が誤って NFT マーケットアカウントを解約した場合や、NFT マーケットサービスへの再加入をした場合であっても、これらの権利および情報の復旧はできませんのでご注意ください。

3 LINE 利用規約に基づきアカウント保有者の LINE アカウントが削除された場合には、当該 LINE アカウントに紐付く NFT マーケットアカウントが終了し、前各項の規定が準用されるものとします。

## **第 19 条(長期間使用されない NFT マーケットアカウントの削除等)**

当社は、利用者が NFT マーケットアカウントに最後にログインした日から 5 年間ログインを行っていないと合理的に判断した場合には、利用者に通知のうえ、その承諾を得ることなく、利用者が出品中の商品を払い出すこと、その他所要の措置を講じることができるものとします。

## **第 20 条(利用者の責任)**

1 利用者は、利用者ご自身の責任において NFT マーケットサービスを利用するものとし、NFT マーケットサービスの利用において行った一切の行為およびその結果について一切の責任を負うものとします。

2 利用者は、NFT マーケットサービスを利用したこと起因して(当社がかかる利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。)、当社が直接的または間接的に何らかの損害(弁護士費用の負担を含みます。)を被った場合、当社の請求に従って直ちにこれを賠償しなければなりません。

3 利用者は、NFT マーケットサービスが利用可能な機器、通信手段等を、利用者の費用と責任で用意しなければなりません。

4 利用者が LINE アカウントを海外の携帯電話番号を有する端末に引き継いだ場合には、NFT マーケットサービスのご利用は中止または中断するものとします。この場合において、利用者が、その後当該 LINE アカウントを日本の携帯電話番号を有する端末に引き継いだうえで、当該 NFT

マーケットアカウントを引き継いだ場合には、NFT マーケットサービスを利用継続することができません。

5 利用者は自己の NFT マーケットサービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。

6 NFT マーケットサービスの利用を契機として、利用者間または利用者と第三者に生じた紛争は、全て各利用者の責任において解決しなければならないものとし、当該紛争により当社に損害を与えてはならないものとします。

7 前項に反し、当社に損害が生じたときは、紛争当事者であった利用者は、連帯して、当該紛争に起因して当社に生じた損害を賠償しなければならないものとします。

## 第 21 条(非保証)

当社は、NFT マーケットサービスに関する瑕疵(セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。)がないこと、ならびに安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性および特定の目的への適合性を明示的にも黙示的にも保証しておりません。当社は、利用者に対して、かかる瑕疵を除去して NFT マーケットサービスを提供する義務を負いません。

## 第 22 条(当社の免責)

1 当社は、第 17 条に基づき生じた損害および次の各号に掲げる損害については、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り、責任を負わないものとします。

(1) 天災地変、政変等の事由により、商品の送付手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害

(2) サイバー攻撃等により、商品の流通が機能不全に陥ったことにより生じた損害

(3) 各国政府の法令等、行政機関のガイドライン、規制等の新設・改廃または自主規制機関の規制等の新設・改廃により生じた損害

(4) 電信、インターネットまたは郵便の誤謬または遅延等の事由(インターネット回線の混雑を含みます。)により生じた損害

(5) 利用者のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障・誤作動、当社のコンピューターシステムやソフトウェアの故障・誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム・オンライン・ソフトウェアの故障・誤作動等その他取引に関係する一切のコンピューターのハードウェア・ソフトウェア・システム・オンラインの故障や誤作動により生じた損害

(6) 利用者が正確な情報を入力しなかったことまたは利用者が必要な確認を怠ったために生じた損害

(7) NFT マーケットアカウントの機能の全部もしくは一部の停止、解約等に基づき利用者が発生した損害

(8) NFT マーケットサービスにより利用者に提供された情報が正確性を欠いていたことにより生じ

た損害

(9) 利用者が NFT マーケットサービスを利用して得られる数値、ニュース等の情報を、第三者（当社の顧客を含みます。）への提供、営業目的での利用、加工または再配信等利用者の取引目的以外の目的で利用したことに関連して生じた損害

(10) その他当社の責めによらない事由により生じた損害

2 NFT マーケットサービスのウェブサイトから他のウェブサイトへのリンクまたは他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、NFT マーケットサービスのウェブサイト外のウェブサイトおよびそこから得られる情報に関してその正確性、完全性を保証するものではなく、当該情報に基づき利用者に生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

3 当社は、商品自体の価値、安定性および適法性について、一切保証するものではありません。当社は、利用者による、商品の性質、メカニズムおよびマーケット運営等の理解不足から発生するいかなる損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

4 当社は、商品に対する法令等もしくは関連した消費税を含む税制の将来の制定または変更により利用者に損害が発生した場合であっても、当該利用者に対してその損害を賠償する責任を負わないものとします。

5 当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行責任または不法行為責任については、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負わず、通常生ずべき損害の範囲内で、かつ、1 万円を上限として損害賠償責任を負うものとします。

## 第 23 条(本規約と法令の関係)

万一本規約の規定が NFT マーケットサービスに関する利用者と当社との間の契約に適用される消費者契約法その他の法令に反するとされる場合、当該規定は、その限りにおいて、当該利用者との契約には適用されないものとします。ただし、この場合でも、本規約のほかの規定の効力に影響しないものとします。

## 第 24 条(利用者への告知、登録情報の変更等)

1 NFT マーケットサービスに関する当社から利用者への連絡は、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所への掲示、LINE BITMAX Wallet アカウント、NFT マーケットアカウントに紐づく LINE アカウントへの連絡その他当社が適当と判断する方法により行います。

2 利用者からの NFT マーケットサービスに関する当社への連絡は、当社が運営するウェブサイト内の適宜の場所に設置するお問い合わせフォームの送信または当社が指定する方法により行っています。

- 3 利用者は、当社に登録する一切の情報(利用者自身に関する情報を含みますが、これに限られません。第9項において同じ。)について変更があった場合は、速やかに当社所定の手続により当該変更の内容を当社に届け出なければなりません。
- 4 利用者は、当社から登録情報の追加または関連する資料の提出を求められた場合は、遅滞なく、当社所定の手続により、当該追加情報を当社に通知し、または当社から要求された資料を提出するものとします。当社が指定する期間内にこれらの対応がなされない場合、NFTマーケットアカウントの機能の全部もしくは一部の停止またはNFTマーケットアカウントの解約をすることがあります。
- 5 当社は、利用者の登録情報の確認を、定期的または随時に行うことがあります。当該確認ができない登録情報がある場合には、登録情報の確認ができるまでNFTマーケットアカウントの機能の全部もしくは一部の停止またはNFTマーケットアカウントの解約をすることがあります。
- 6 当社は、利用者が変更・追加した登録情報の内容如何により、登録情報のさらなる追加または関連する資料の提出を求めることがあります。当社が指定する期間内に、これらへの対応がなされなかった場合には、NFTマーケットアカウントの機能の全部もしくは一部の停止またはNFTマーケットアカウントの解約をすることがあります。
- 7 当社は、利用者に対して、利用内容等に関して必要な情報の提供または関連する資料の提出を求めることがあります。必要な情報の提供または資料の提出がなされない場合(当社が定める期日までに当社に連絡がない場合や情報の提供がなされない場合、提供された情報等が明らかに虚偽の場合等を含みます。)、当社は、当社の判断に基づき、NFTマーケットアカウントの機能の全部もしくは一部の停止またはNFTマーケットアカウントの解約をすることがあります。
- 8 当社は、届出のあった氏名、住所にあてて送付書類を発送した場合、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 9 前項の規定は、当社のグループ会社(LINE株式会社、LINE Pay株式会社を含みますが、これに限られません。)に対して登録した氏名、住所にあてて送付書類を発送した場合に準用します。利用者は、当社の各グループ会社に登録する一切の情報について変更があった場合は、速やかに適用のある利用規約等に規定される手続により、当該変更の内容を、当該各グループ会社に届け出なければなりません。

## **第25条(本規約の変更・廃止)**

- 1 当社は、当社が必要と判断する場合、NFTマーケットサービスの目的の範囲内で、本規約を変更または廃止できるものとします。
- 2 本規約を変更しようとする場合、当社は、変更後の本規約の内容および適用開始日を、LINE BITMAX Wallet サービス上、NFTマーケットサービス上もしくは当社ウェブサイト上に表示し、または前条に定める告知方法により利用者に告知することで利用者に周知するものとし、変更後の本規約は、適用開始日から効力を生じるものとします。

3 本規約を廃止しようとする場合、当社は、本規約の廃止日を、LINE BITMAX Wallet サービス上、NFT マーケットサービス上もしくは当社ウェブサイト上に表示し、または前条に定める告知方法により利用者に周知するものとし、本規約は、廃止日をもって廃止されるものとします。

#### **第 26 条(準拠法)**

本規約は、日本語を正文とし、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

#### **第 27 条(管轄)**

NFT マーケットサービスに起因または関連して利用者と当社との間に生じた紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021 年 6 月 30 日 制定